

<タイ税務・会計情報>

租税軽減措置に関する法令の施行

2008年6月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目次

1. 法令名	1
2. 法令の趣旨	1
3. 改正の背景	1
4. 日系企業への影響	2

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地会計コンサルティング会社Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.に作成委託し、2008年6月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel:03-3582-5017

＜タイ税務・会計情報＞

租税軽減措置に関する法令の施行

1. 法令名

歳入法典に基づく租税の免除に関する財務省令第 266 号（仏暦 2551 年）

MINISTERIAL REGULATIONS NO.266 ISSUED UNDER REVENUE CODE GOVERNING EXEMPTION OF TAXES AND DUTIES

2. 法令の趣旨

上記財務省令第 266 号は、個人所得税の免除に関する財務省令第 126 号を一部改正するもので、以下の事項を含んでいる。

- (1) プロビデントファンド控除（退職基金への拠出額相当額の控除）の限度額が年間 300,000 バーツから 500,000 バーツに引き上げられた。
- (2) 生命保険料控除の限度額が年間 50,000 バーツから 100,000 バーツに引き上げられた。
- (3) 退職相互基金拠出金控除、長期持分基金拠出金控除（いずれも退職時に備えるための投資信託への拠出金）の限度額が年間 300,000 バーツから 500,000 バーツに引き上げられた。
- (4) 2008 年 1 月 1 日より 2010 年 12 月 31 日の期間について、零細共同事業者（個人、法人： 共同事業体促進法に基づく複数個人の生活共同体として営まれる事業体）の 120 万バーツ以下の年間所得が所得税免除となる。

3. 改正の背景

2008 年 3 月、新政府（現在の政府）は、経済刺激策として、個人所得税、法人税、特定事業税および不動産登記料に関する租税軽減措置を発表した。個人所得税については、上記(1)～(4)のほか、課税されない課税所得の額を 100,000 バーツから 150,000 バーツに引き上げる措置、身体障害者を扶養している納税者に対する控除（扶養する身体障害者 1 人につき年間 30,000 バーツの控除が認められる）が発表された。

上記個人所得税に関する軽減措置は、いずれも 2008 年 1 月 1 日以降の所得から適用される。

なお、課税されない課税所得額の引き上げに関しては、すでに法令が出ているが、身体障害者扶養控除に関する法令は、2008 年 6 月末現在、まだ出していない。

4. 日系企業への影響

今回の個人所得税軽減措置の内、「課税されない課税所得額の引き上げ」については、すべての日本人駐在員の個人所得税に影響するが、所得税の軽減額は、年間 5,000 バーツと僅かである。また、ほかの軽減措置も、その影響は、非常に限定的である。

(報告書作成委託先現地会計コンサルティング会社 : Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.)